平成２３年（フ）第５６３号
川崎市高津区子母口394番地２　301
債務者　吉田　美光
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５６５号
川崎市麻生区千代ケ丘３丁目18番地８　千代ケ丘荘
債務者　山崎　光彦
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５７０号
川崎市多摩区栗谷２丁目６番10号　第１柏ハイツ102
債務者　楠本　裕樹
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８１号
川崎市高津区末長１番地７　二葉荘101、前住所川崎市宮前区宮崎151番地１　コトー宮崎Ｂ―102
債務者　熊野　寿哉
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８２号
川崎市麻生区上麻生２丁目４番13号
債務者　板倉菜穂子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５９４号
川崎市中原区今井南町507番地　サンコーポ103
債務者　海部　延夫
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５９７号
川崎市宮前区平１丁目４番37号　篠崎ハイツ202
債務者　新田江利子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２８０号
神奈川県藤沢市湘南台１丁目10番地の１　湘南台分譲共同ビル1010号
債務者　深澤　正敏
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２８１号
神奈川県藤沢市湘南台１丁目10番地の１　湘南台分譲共同ビル1010号
債務者　深澤美智子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２９１号
神奈川県藤沢市亀井野3238番地の91
債務者　小玉　　薫（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３３２号
横浜市泉区和泉町3480番地１　セントラルヒルズ205号
債務者　角田由利子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３９５号
横浜市港南区笹下３丁目33番１号　ビューハイム101号室
債務者　安永　誠史
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８号
島根県簸川郡斐川町大字上直江456番地１、前住所島根県出雲市美談町1115番地
債務者　水　　一則
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月21日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第２２８２号
神奈川県藤沢市大鋸1026番地の４
債務者　佐崎　　博
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３８２号
横浜市保土ケ谷区新井町229番地74
債務者　三川　絵里
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部